

資 料

(留保金課税・事業承継)

目

次

- ・ 同族会社に対する課税上の特別の取扱い…………… 1
- ・ 事業承継の円滑化に資するための税制上の措置…………… 4

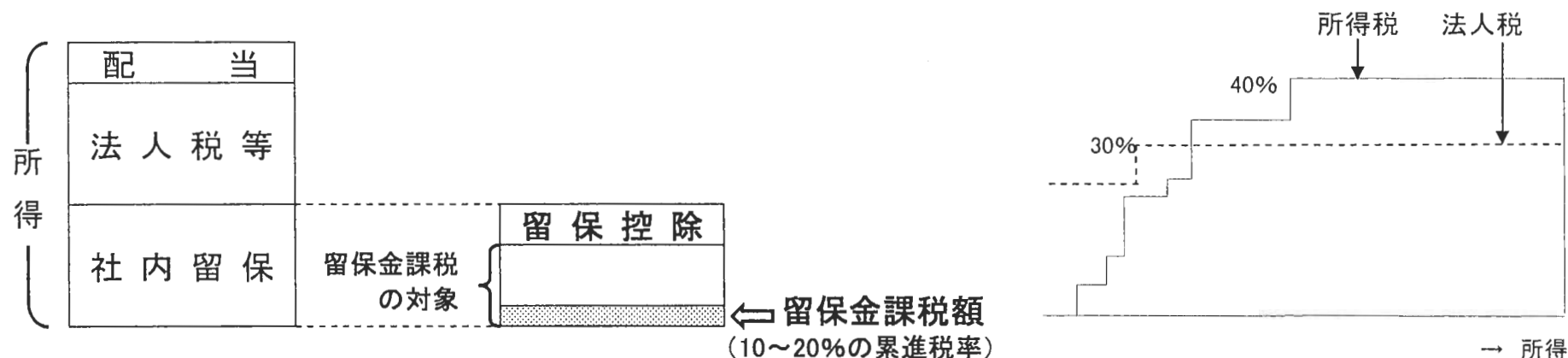
同族会社に対する課税上の特別の取扱い

- 留保金課税制度（特定同族会社の特別税率）
- 実質的な一人会社のオーナー役員への役員給与の損金算入制限措置
- 同族会社の行為又は計算の否認規定

同族会社の留保金課税制度について

- 同族会社については、実質一人の株主が意思決定権を有するため、配当を行わず、利益を内部留保することにより、所得税の累進税率を回避し、株主の所得税負担を軽減することが可能とされている。
- こうしたことから、現行制度においては、法人税（税率 30％）と所得税（最高税率 40％）の税負担差を税率面からは正するための措置として、一定額を超える内部留保に対し、法人税の他に留保金課税を行っている。

○ 留保金課税のイメージ



検討の視点

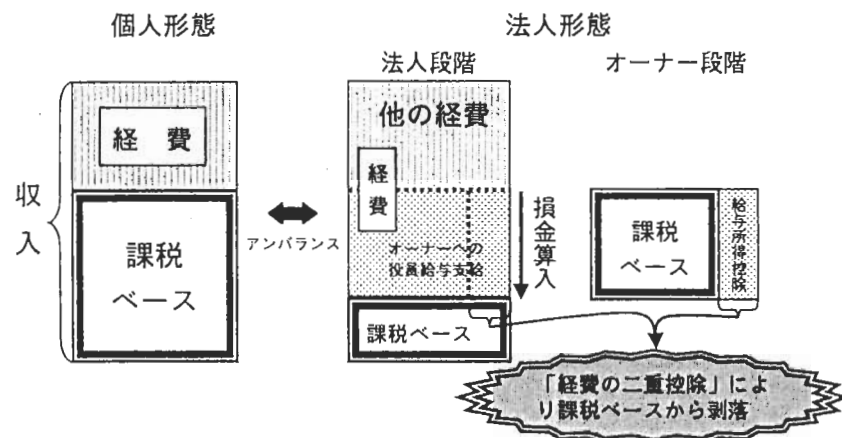
- 会社法における最低資本金規制の撤廃等による法人設立の容易化
- 法人税・所得税の税率格差は昭和40年代の40％から現在は10％に低下
- 厳しい競争環境の中、新たな発展を目指す中小企業にとって、利益の内部留保は必要不可欠であり、留保金課税は、こうした中小企業の発展の阻害要因との指摘

実質的な一人会社のオーナー役員への役員給与の損金算入制限措置

実質的な一人会社のオーナーへの役員給与について、「経費の二重控除」に相当する部分（給与所得控除相当部分）の法人段階での損金算入を制限

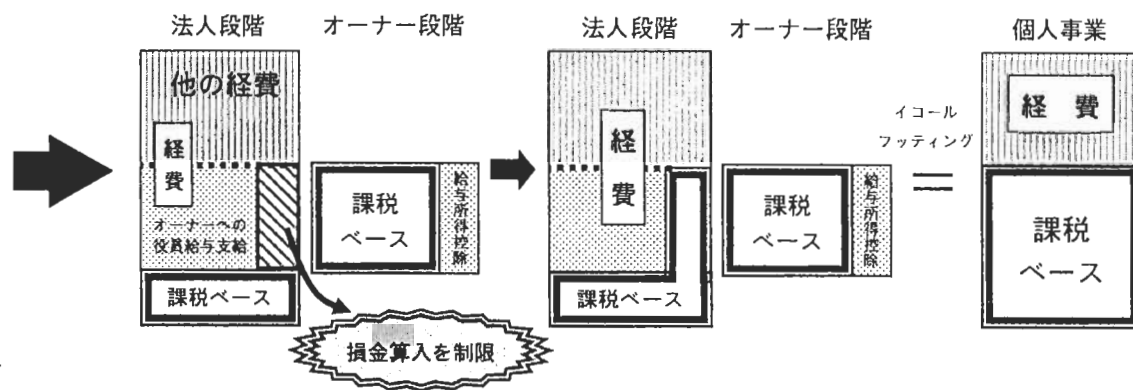
平成18年度税制改正前

役員給与の支給による個人形態と法人形態との税負担格差



改正後

損金算入制限措置



対 象：実質的な一人会社（オーナー及びその同族関係者等が株式等の90%以上を保有し、かつ、常務に従事する役員の過半数を占めている同族会社）

適 用 除 外：①所得（個人事業所得相当分）が年800万円以下である場合
②所得（個人事業所得相当分）が年800万円超年3,000万円以下であり、かつ、当該所得に占めるオーナー給与の割合が50%以下である場合

事業承継の円滑化に資するための税制上の措置

I 事業承継に関連する相続税の課税価格の計算の特例

- 納税者の選択
- 小規模宅地等 についての相続税の課税価格の減額（昭和58年度創設）
 - 一定の宅地等の課税価格を減額
 - 取引相場のない株式等 についての相続税の課税価格の減額（平成14年度創設）
 - 一定の中小同族法人の株式等の課税価格を減額
 - 山林（林地及び立木） についての相続税の課税価格の減額（平成14年度創設）

II 相続時精算課税制度（相続税・贈与税の一体化措置）（平成15年度創設）

- 相続時の精算を前提に、贈与時の税負担を緩和し、生前贈与を円滑化
 - 経営者の判断により計画的な株式の承継が可能に

贈与時の税負担 ⇒ 非課税枠2,500万円、税率は一律20%

（注）相続時精算課税を選択しなかった場合（暦年課税）は、110万円の基礎控除と10%～50%の税率構造

【これまでの主な指摘・議論】

- 経済の活性化の観点から、事業承継に係る税制を拡充すべきとの指摘。
- 事業承継に対する優遇については、自ら起業する者や事業用資産を持たない給与所得者とのバランスを失わせるといった問題があるとの指摘。

相続時精算課税制度（平成15年度創設）

1 適用対象者

- ・ 贈与者は、満65歳以上の親
- ・ 受贈者は、満20歳以上の子である推定相続人(代襲相続人を含む。)。人数の制限はない。

2 適用手続

- ・ 贈与を受けた年の翌年3月15日までに税務署へ本制度を選択する旨を届出
- ・ 最初の贈与の際に届け出れば、相続時まで本制度の適用が継続
- ・ ①受贈者である兄弟姉妹が別々に、②贈与者である父、母ごとに、選択可能

3 適用対象となる贈与財産等

- ・ 贈与財産の種類、贈与金額、贈与回数に制限はない。

4 税額の計算等

(1) 贈与時

- ・ 2,500万円の非課税枠まで何回でも多年にわたって非課税での贈与を行うことができ、非課税枠を超えた贈与についても税率は一律20%。
- ・ 住宅取得等資金の贈与の場合には、贈与者の年齢要件(満65歳以上)が除外され、非課税枠が3,500万円(1,000万円上乘せ)までとなる(適用期限:平成19年末)。

(2) 相続時

- ・ 生前に贈与を受けた財産は、贈与時の時価で相続財産に合算した上で相続税額を計算。
- ・ 生前贈与において既に納付した贈与税額は相続税額から控除し、この納付した贈与税額が相続税額を上回る場合にはその上回る分を還付。

〔3,000万円の生前贈与を受けた場合〕

